## 福井圏域合併協議会合併推進責任者会規程

## (設置)

第 1 条 福井圏域合併協議会規約第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、福井圏域合併協議会合併推進責任者会(以下「責任者会」という。)を置く。

## (所掌事務)

- 第2条 責任者会は、福井圏域合併協議会(以下「協議会」という。)の会長 (以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項につ いて、協議又は調整をするものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、福井市、美山町、越廼村及び清水町(以下「4 市町村」という。)の合併に関し必要な事項について、協議又は調整をする ものとする。

## (組織)

- 第3条 責任者会は、合併推進責任者をもって組織する。
- 2 合併推進責任者は、4市町村の副市長及び助役をもって充てる。ただし、 合併推進責任者に事故がある場合叉は欠けたときは、当該合併推進責任者の 属する市町村において、相応の職にある者を代理とすることができる。

## (委員長)

- 第4条 責任者会に委員長を置く。
- 2 委員長は、福井市の合併推進責任者をもって充てる。
- 3 委員長は、責任者会を主宰する。

## (会議)

- 第5条 責任者会は、委員長が必要に応じ、随時開催する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議へ関係職員等の出席を求めることができる。

#### (報告)

第6条 委員長は、責任者会の協議経過及び結果について会長に報告するもの とする。

#### (専門部会)

第7条 責任者会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

#### (庶務)

第8条 責任者会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

## (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、責任者会に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

# 附 則

この規程は、平成16年11月22日から施行する。